

議案第19号

総社市給水条例の一部改正について

総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のとおり改正する。

令和8年2月24日提出

総社市長 片岡 聡 一

提案理由

物価高騰により維持管理経費が増加している状況等を踏まえ、水道料金を改定することにより、将来にわたる水道事業の安定化を図るため、関係条文の整備を行おうとするものである。

総社市条例第 号

総社市給水条例の一部を改正する条例

総社市給水条例（平成17年総社市条例第210号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正表に対応する改正後表が存在しない場合には、当該改正表を削る。

改 正 後			改 正 前																																																																					
<p>（水道事業の料金）</p> <p>第25条 水道事業の料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）専用栓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター 口径</th> <th>基本料金 (1月)</th> <th>給水料金(1月) (使用水量1m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td><u>1,315円</u></td> <td rowspan="2">10m³以下 20円 11m³以上 170円</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td><u>1,360円</u></td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td><u>1,410円</u></td> <td rowspan="6">170円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td><u>3,185円</u></td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td><u>4,455円</u></td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td><u>5,940円</u></td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td><u>7,450円</u></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td><u>8,965円</u></td> </tr> </tbody> </table>			メーター 口径	基本料金 (1月)	給水料金(1月) (使用水量1m ³ 当たり)	13mm	<u>1,315円</u>	10m ³ 以下 20円 11m ³ 以上 170円	20mm	<u>1,360円</u>	25mm	<u>1,410円</u>	170円	40mm	<u>3,185円</u>	50mm	<u>4,455円</u>	75mm	<u>5,940円</u>	100mm	<u>7,450円</u>	150mm	<u>8,965円</u>	<p>（水道事業の料金）</p> <p>第25条 水道事業の料金は、次の区分により算定した基本料金と給水料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、確定金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。</p> <p>（1）専用栓</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーター 口径</th> <th>基本水量 (1月)</th> <th>基本料金 (1月)</th> <th colspan="2">給水料金(1月) (1m³当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13mm</td> <td>10m³まで</td> <td><u>1,200円</u></td> <td colspan="2">10m³を超過する水量から適用</td> </tr> <tr> <td>20mm</td> <td>10m³まで</td> <td><u>1,250円</u></td> <td colspan="2">1m³以上 50m³以下 130円</td> </tr> <tr> <td>25mm</td> <td>10m³まで</td> <td><u>1,290円</u></td> <td colspan="2">51m³以上 143円</td> </tr> <tr> <td>40mm</td> <td>0</td> <td><u>2,360円</u></td> <td colspan="2">1m³から適用</td> </tr> <tr> <td>50mm</td> <td>0</td> <td><u>3,300円</u></td> <td colspan="2">1m³以上 50m³以下 130円</td> </tr> <tr> <td>75mm</td> <td>0</td> <td><u>4,400円</u></td> <td colspan="2">51m³以上 143円</td> </tr> <tr> <td>100mm</td> <td>0</td> <td><u>5,520円</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>150mm</td> <td>0</td> <td><u>6,640円</u></td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table>				メーター 口径	基本水量 (1月)	基本料金 (1月)	給水料金(1月) (1m ³ 当たり)		13mm	10m ³ まで	<u>1,200円</u>	10m ³ を超過する水量から適用		20mm	10m ³ まで	<u>1,250円</u>	1m ³ 以上 50m ³ 以下 130円		25mm	10m ³ まで	<u>1,290円</u>	51m ³ 以上 143円		40mm	0	<u>2,360円</u>	1m ³ から適用		50mm	0	<u>3,300円</u>	1m ³ 以上 50m ³ 以下 130円		75mm	0	<u>4,400円</u>	51m ³ 以上 143円		100mm	0	<u>5,520円</u>			150mm	0	<u>6,640円</u>		
メーター 口径	基本料金 (1月)	給水料金(1月) (使用水量1m ³ 当たり)																																																																						
13mm	<u>1,315円</u>	10m ³ 以下 20円 11m ³ 以上 170円																																																																						
20mm	<u>1,360円</u>																																																																							
25mm	<u>1,410円</u>	170円																																																																						
40mm	<u>3,185円</u>																																																																							
50mm	<u>4,455円</u>																																																																							
75mm	<u>5,940円</u>																																																																							
100mm	<u>7,450円</u>																																																																							
150mm	<u>8,965円</u>																																																																							
メーター 口径	基本水量 (1月)	基本料金 (1月)	給水料金(1月) (1m ³ 当たり)																																																																					
13mm	10m ³ まで	<u>1,200円</u>	10m ³ を超過する水量から適用																																																																					
20mm	10m ³ まで	<u>1,250円</u>	1m ³ 以上 50m ³ 以下 130円																																																																					
25mm	10m ³ まで	<u>1,290円</u>	51m ³ 以上 143円																																																																					
40mm	0	<u>2,360円</u>	1m ³ から適用																																																																					
50mm	0	<u>3,300円</u>	1m ³ 以上 50m ³ 以下 130円																																																																					
75mm	0	<u>4,400円</u>	51m ³ 以上 143円																																																																					
100mm	0	<u>5,520円</u>																																																																						
150mm	0	<u>6,640円</u>																																																																						

改正後	改正前
<p>(2) 略</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第27条 基本料金及び給水料金の算定は、次の方法による。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 給水の開始又は中止のあったときは、その使用日数が15日以内のものについての<u>基本料金は所定の2分の1の金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)と、給水料金は第25条第1号の表中「10m³」とあるのは「5m³」と、「11m³」とあるのは「6m³」と読み替えて算定した金額とし、その日数が16日以上のものについての<u>基本料金及び給水料金は所定の金額とする。</u></u></p> <p>(10)及び(11) 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(料金の算定)</p> <p>第27条 基本料金及び給水料金の算定は、次の方法による。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 給水の開始又は中止のあったときは、その使用日数が15日以内のものについての<u>基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額の2分の1とし、その日数が16日以上のものについての基本水量及び基本料金は所定の水量及び金額とする。</u></p> <p>(10)及び(11) 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の総社市給水条例の規定は、令和8年6月以後の月分の水道事業の料金について適用し、同月前の月分の水道事業の料金については、なお従前の例による。